

株式会社エネアーク関西

電気のご契約に関する重要なお知らせ

拝啓 平素は当社サービスに格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、2023年10月1日より施行されている適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます）への対応、ならびに検針票発行手数料の適用ルールの変更に伴い、「電気需給約款」および「電気料金メニュー約款」を下記の通り変更いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本書面は、電気事業法に基づき、上記変更内容を記載した「契約締結前交付書面」となります。当社の電気のご契約に関する重要事項を記載しておりますので、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、今回の改定に際し、お客さまに特段のお手続きは不要です。

敬 具

記

1 変更内容の概要**【インボイス制度への対応について】**

インボイス制度の開始により、消費税の端数処理について「1 適格請求書あたり、税率ごとに1回ずつ」行うこととされました。

そのため、現在の「電気料金メニュー約款」（以下「本件約款」といいます）に基づき、電気料金を算定した場合、一部のお客さまにおいて、毎月の電気料金の計算時に端数（1円）の差異が生じる可能性があることが判明しました。

このため、インボイス制度に対応すべく消費税相当額の算定方法を見直し、本件約款の記載を改定いたします。

詳細はこちらのQRコードをご確認ください。

**【検針票発行手数料の適用ルールの変更について】**

検針票について、ガス供給契約解約時の電気の最終検針票の発行手数料の取扱いおよび発行手数料の金額を変更いたします。

これまで、当社とのガス供給契約の解約をお申し出いただいた場合、ガスの供給契約の解約以降、電気の検針票を発行せず、最終検針票の発行手数料は頂戴しておりませんでした。今後は、ガス供給契約の解約後に発行する最終検針票について、検針票発行手数料を申し受けます。

また、近年の各種コストの上昇を受け、検針票発行手数料の金額を2026年10月発行分より変更いたします。

詳細はこちらのQRコードをご確認ください。

**2 本件変更の適用時期**

本件変更は、2026年6月1日以降の検針分から適用いたします（2026年8月ご請求分から適用）。

3 本変更後の約款の掲載先

URL：<https://kansai.enearc.co.jp/denki/plans/>

新約款への変更は2026年6月1日から実施いたします。

以 上

<お問い合わせ先>

大阪府大阪市中央区備後町3-6-14 アーバネックス備後町ビル4階

株式会社エネアーク関西（小売電気事業者登録番号：A0241）

電話番号：0120-77-1006

受付時間：9：00～17：30（年末年始を除く全日）